

2014年7月23日 全6頁

信用金庫の再編に関する法律など

信用金庫同士の合併を例に、法律ごとにワンポイント解説

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 平成に入って信用金庫の再編が多く見られた。今後も自身の経営戦略に基づき信用金庫が再編を行うことは考えられる。
- 信用金庫が再編を行う場合にどのような法律が関わってくるのだろうか。再編は大変複雑な行為であるので、多くの法律が関係していると思われる。
- ここでは信用金庫同士が合併する場合を前提に、信用金庫法、金融機能強化法などの基本的と思われる主だった法律を掲げ、ごく簡単な解説を加えたい。
- また、参考までに独占禁止法などについても触れることにする。

1. はじめに

【信用金庫の再編は少なくないと思う】

平成に入って、信用金庫における合併などの再編がずいぶんと行われてきた。実際、全国信用金庫協会の「信用金庫合併の歴史」というウェブサイト^(注1)を見ると、「合併信用金庫 年度順一覧」が掲載されており、それを見ると、多数の合併、再編があったことがわかる。

(注1) 全国信用金庫協会の以下のウェブサイト参照。

<http://www.shinkin.org/shinkin/history/index.html>

【信用金庫の再編に関連する法律という視点で探る】

ところで、この信用金庫の再編^(注2)にはどのような法律が関連してくるのだろうか？当然、法律だけを見ても、再編の全貌がわかるわけではないが、少し視点を変えて再編について考えるのもよいのではないだろうか。

(注2) 銀行の再編にはどのような法律が関連してくるのかについては、以下のレポート参照。

- ・「銀行の再編に関する法律など」(堀内勇世、2014年6月24日)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140624_008683.html

【前提を考える】

再編と一口に言っても、合併など、多様な形態が存在する。ここでは、基本的な形態である、信用金庫同士が、自身の経営戦略^(注3)に基づき合併する場合を前提に考えることにする。

(注3) 平成26年(2014年)7月4日に金融庁は「金融モニタリングレポート」を公表した。信用金庫について取り上げているわけではないが、地方銀行などの「地域銀行」が取り上げられており、信用金庫にも経営戦略の立案に参考になるのではないと思われる。「金融モニタリングレポート」については、金融庁の以下のウェブサイト参照。

<http://www.fsa.go.jp/news/26/20140704-5.html>

また、ここで掲げるのは「法律」とする。実際には各法律に関連して政省令などが存在し関係してくるが、ここで取り上げるのは「法律」だけとする。また原則、税務関連の法律などは除き、その他の基本的と思われる主だった法律を掲げることにする。

2. 主だった法律

基本的と思われる主だった法律としては、例えば次の法律が存在する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 信用金庫法(2) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(3) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下、金融機能強化法)(4) 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(以下、組織再編法) |
|---|

3. ワンポイント解説

(1) 信用金庫法

信用金庫法では、信用金庫は信用金庫と合併できるとされている（信用金庫法 59 条）。なお信用金庫法には記載がないが、他の金融機関との合併も可能とされている（後述 4 (2) 参照）。

合併については原則として合併につき総会^(注 4)の承認を得ること（信用金庫法 61 条の 2 第 3 項、61 条の 3 第 3 項、61 条の 4 第 3 項）、信用金庫の債権者保護のための債権者異議手続を経ること（信用金庫法 52 条、61 条の 2 第 4 項、61 条の 3 第 6 項、61 条の 4 第 4 項）、合併に伴い登記が必要なこと（信用金庫法 70 条、71 条）などが規定されている。

（注 4）総会に代わる総代会という制度が存在する（信用金庫法 49 条、50 条）。実際に、合併の決議が総会ではなく総代会で行われることが想定される。総代会において合併の決議をしたときは、当該信用金庫は、その決議の日から一週間以内に、会員（普通出資者）に決議の内容を通知しなければならないとされている。

また、合併に当たっては内閣総理大臣の認可を得なければならないとされている（信用金庫法 61 条の 6 第 4 項）。

なお信用金庫には株式の保有制限（議決権の 10%）が課されているが、合併によってこの保有制限を超える場合には経過措置が設けられている（信用金庫法 54 条の 22）。

(2) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律

信用金庫によっては、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づく優先出資が存在することも考えられる^(注 5)。その場合、合併に際して、優先出資者総会による決議が必要になり得る（協同組織金融機関の優先出資に関する法律 32 条）。

（注 5）協同組織金融機関の優先出資証券は、金融商品取引法の有価証券である（金融商品取引法 2 条 1 項 7 号）。それゆえ有価証券の募集などに当たる場合、開示規制などがかかってくる（金融商品取引法 2 条 3 項、4 条など）。

(3) 金融機能強化法

金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、一定の条件を付加した上で金融機関に対して国が資本参加する、つまり預金保険機構などが協同組織金融機関の優先出資の引受けなどを行う仕組み（いわゆる公的資金の注入）が用意されている。それは、金融

機能強化法にある。信用金庫同士が合併する際にも、この仕組みを利用することが考えられる（金融機能強化法 15 条など）。

協同組織中央金融機関（金融機能強化法 2 条 7 項）である信金中央金庫は、会員である信用金庫同士の合併等で自己資本比率が低下するような場合などに、信用金庫の優先出資の引受け等を行うことがある^(注 6)。この業務を補強する特例が金融機能強化法には用意されている。それは、例えば、①信金中央金庫が信用金庫に優先出資などで資本参加する際に信託受益権化し、②その信託受益権を預金保険機構などが買い取るという仕組みである（金融機能強化法 25 条など）^(注 7)。信用金庫同士が合併する際にも、この仕組みを利用することが考えられる。

(注 6) これは資本増強制度と呼ばれている。この資本増強制度については、例えば、信金中央金庫の以下のウェブサイトに掲載されている「2013 年版ディスクロージャー誌」の 23 ページ参照。

<http://www.shinkin-central-bank.jp/library/disclosure.html>

(注 7) また、信用金庫全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、信金中央金庫に対して予め預金保険機構などが資本参加することを可能とする枠組みも設けられている（金融機能強化法 34 条の 2 など）。この資本参加は、信金中央金庫の資本増強制度の強化にも役立つことになる。

ただし、これらの金融機能強化法の仕組みは、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日までと期限が定められている（金融機能強化法 15 条、26 条、34 条の 2）。

(4) 組織再編法

信用金庫同士が合併した場合には、その後 1 年間に限り、保護される預金金額の範囲は、預金者 1 人当たりの上限額（元本 1,000 万円まで）に合併に関わった信用金庫数を乗じた金額とその利息とする特例が規定されている（組織再編法 14 条）。

4. 参考

信用金庫同士の合併には直接関係はないが、以下の法律について、参考までに少し触れておくことにする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独占禁止法）
- (2) 金融機関の合併及び転換に関する法律（以下、合併転換法）

(1) 独占禁止法

独占禁止法 15 条では、会社の合併につき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合などに禁止をするとともに、一定の場合の届出義務を規定している。しかしながら信用金庫はこの場合の「会社」ではないと考えられるので、信用金庫同士の合併にはこの規定は適用されないのではないかと考えられる^{(注8)(注9)}。

(注8)「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の第1の1(2)参照。そこには、株式保有に関する項目にある記述であるが、『会社以外の者』とは、会社法等で規定される株式会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社又は外国会社以外の者をいい、事業者であるか否かを問わない。具体的には、財団法人、社団法人、特殊法人、地方公共団体、金庫、組合、個人等株式を保有し得るすべての者が含まれる。」とある。ここで「金庫」には信用金庫が含まれると考えられるので、この記述によれば信用金庫は「会社以外の者」であって、「会社」ではないということになる。

(注9) 合併転換法 54 条には、普通銀行と合併を行う信用金庫などの協同組織金融機関は、独占禁止法 15 条の適用については、「会社」とみなすと規定されている。

なお、ここでいう普通銀行は、合併転換法 2 条 1 号で、銀行法 2 条 1 項に規定する銀行と規定されている。普通銀行には都市銀行、地方銀行、第二地方銀行などが含まれる。

独占禁止法 22 条では、一定の要件（4 要件）を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合^(注10)については、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除いて、独占禁止法の適用はないとされている。

(注10) この組合に当たるかは原則として独占禁止法を運用する公正取引委員会が判断することになるが、信用金庫法には、ある条件を満たせば、独占禁止法 22 条の一定の要件（4 要件）の一部を満たすとみなす規定が設けられている（信用金庫法 7 条）。

ただし、独占禁止法 14 条では、「会社以外の者」が会社の株式を保有して一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には保有が禁止されている^(注11)。この場合の「会社以外の者」には、信用金庫も含まれ得るものとする。

(注11)「会社以外の者」については注8を参照。

(2) 合併転換法

合併転換法では、信用金庫が普通銀行^(注12)や信用協同組合などと合併できるとしている(合併転換法3条)。そしてその合併に関わる手続などが規定されている。

(注12) 普通銀行については注9を参照。

また、例えば普通銀行が信用金庫に、信用金庫が普通銀行に組織を変える「転換」についても規定されている。